

国家的に重要な研究開発の評価について（案）

1. 評価の目的

総合科学技術会議では、内閣府設置法第26条第1項第3号に基づき「科学技術に関する大規模な研究開発その他の国家的に重要な研究開発について評価」を実施し、推進体制の改善及び予算配分に反映させるよう関係府省に提示する。

なお、この評価結果については、広く国民に公開する。

2. 評価の対象等

総合科学技術会議が自ら評価すべき国家的に重要な研究開発について以下の手順で決定し、逐次評価を実施する。

(1) 評価の対象

及び の中から評価対象を決定。

大規模な研究開発（当面は単年度予算50億円以上）

その他の重要な研究開発

(2) 評価対象の決定手順

大規模な研究開発及びその他の重要な研究開発について、各府省による評価の実施状況等を調査する。その結果に基づき、評価専門調査会が次のような基準で評価候補を選定。

事前評価

- ・ 国民生活や社会経済に相当程度影響を与える研究開発
- ・ 知的資産の増大等についての寄与の大きい研究開発
- ・ 多額の費用を要する研究開発、等

中間・事後評価

- ・ 科学技術、社会経済上の情勢の変化等により計画の見直しが必要と想定される研究開発
- ・ 当初の目標に対する達成度が低いと思われる研究開発
- ・ 多額の費用を要する研究開発、等

総合科学技術会議（本会議）にて、優先性や緊急性を勘案して、評価対象を決定。

（参考）評価の実施について（予定）

必要に応じて、評価専門調査会が調査・検討を実施する。必要に応じて、プロジェクト・グループ等を設置するとともに、情報収集や意見聴取を行う。

総合科学技術会議において、評価の結論を得る。

3．評価の観点

次に示す(1)必要性、(2)効率性、(3)有効性等の観点を中心に評価を実施するとともに、科学技術基本計画及びそれをもとに策定された分野別推進戦略との整合性のほか、資源配分上の妥当性について検討する。

(1) 必要性：

- 科学的・技術的意義（独創性、革新性、先導性等）
- 社会・経済的意義（実用性等）
- 目的の妥当性、等
- （国際関係上の意義を含む）

(2) 効率性 :

計画・実施体制の妥当性 (運営の効率性を含む) 等

(3) 有効性 :

目標の達成度

新しい知の創出への貢献

社会・経済への貢献

人材養成、等

(国際関係上の効果を含む)

(4) その他 :

評価結果の反映状況の確認、等

4 . 今後のスケジュール

1 2 月 ~ 評価の対象及び評価の方針 (評価の進め方、評価の観点等) の検討

1 月 ~ 3 月 各府省の実施した評価結果についてフォローアップ、ヒアリング等を実施

(大規模研究開発については例えば 5 0 億円以上のプロジェクトを優先して調査)

(参考)

4 月 ~ 評価対象の決定、評価を実施

7 月 ~ 評価結果を報告 (資源配分方針、各府省施策、研究開発計画等に反映)